

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸島市長 月形 祐二

市町村名 (市町村コード)	糸島市 (402303)	
地域名	引津地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月17日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

引津地区は、圃場整備された水田が多い(御床・東貝塚・西貝塚・寺山)集落では、土地利用型の4経営体が水稻を中心に栽培し、裏作として麦の栽培を行っている。
また、園芸型農家が露地栽培でネギ・ブロッコリー等、施設園芸で花卉・イチゴ・水菜などの高収益型作物を栽培し、山間地で柑橘類の栽培も行われている。
畑地が多い香月集落では、たばこ、かぶ、大根等の栽培が行われている。
圃場整備未実施の小富士農区では、水稻を中心に裏作で麦の栽培が行われているが、圃場条件(区画・排水)が悪く、将来耕作放棄田の発生が懸念される。

【地域の基礎的データ】

農業者:232人、うち団体経営体:9経営体

主な作物:水稻、麦、ネギ、イチゴ、柑橘、水菜、トウモロコシ、サツマイモ、キュウリ、ケール、ブロッコリー、かぶ、大根、ジャガイモ、花卉、たばこ

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の農地では、土地利用型農家を中心に水稻を栽培、裏作として麦を主に栽培、園芸型担い手によるネギ・ブロッコリー・かぶ・大根・たばこ等の露地栽培と施設園芸による花卉・イチゴ・トマト等の栽培、山間地では柑橘類の栽培による農地の有効活用を図る。
高齢化による農業者の減少に伴う、不耕作地の荒廃化が懸念され、新規就農者の掘り起こし、多様な担い手の育成を図り、地域計画の見直しを行いながら、農地利用の体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	238.42 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	235.80 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としながら、それ以外の農地は農業を担う者による農地利用を行い、農地バンクへの貸付けを進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
土地利用型の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、中間管理機構を通じた貸借を基本に農地利用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備されたエリアは担い手への集積・集約を進めながら農地利用を進める。 基盤整備事業以外においては、地元負担を考慮しつつ、農地や水路等付帯設備の補修や改修を適宜検討し、営農の省力化を図っていく。 小富士エリアは現在、基盤整備の実施について地域で検討している段階である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外からの多様な経営体を受け入れるための体制を必要に応じて整えていく。市、県、JA等関係機関で連携し相談から定着まで、新規就農希望者の支援を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山裾を中心にイノシシによる鳥獣害をワイヤーメッシュや電気牧柵の貸与等の拡充の検討に加え、より一層の頭数抑制策を検討していく必要がある。イノシシは、農地以外にため池や水路の法面を損壊するため、農地以外の農業施設への獣害防止策を検討していく。

⑧小富士・西貝塚・東貝塚エリアのため池や水路が土砂で埋まってきており、必要な水量が確保できない恐れがあるため、定期的な浚渫等の管理をする必要がある。また、小富士集落は水路の大半が素掘りで管理が難しいため、基盤整備を含め改良について検討していく必要がある。



このデジタル空中写真は、福岡県の衛星写真を基に作成したものである。(国土地院令第5号10月20日第292号-36)

この印刷物は、福岡県版水土里情報システム (F-cloud) の地図情報を使用したものである。